



形広連告示第19号

山形県後期高齢者医療広域連合規約第12条第1項及び同条第2項並びに山形県後期高齢者医療広域連合の広域連合長の選挙に関する規則の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合長の選挙を次により行う。

令和5年11月2日

山形県後期高齢者医療広域連合選挙長
(広域連合事務局長) 川田 徹



1 選挙の期日

令和5年11月30日(木)

2 投票の場所

寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内

山形県後期高齢者医療広域連合事務局

(選挙の期日の午前8時30分から午後5時までとする。)

3 候補者の受付期間

令和5年11月2日(木)から令和5年11月20日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)

4 立候補届出書の提出場所

寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内

山形県後期高齢者医療広域連合事務局

5 候補者の資格

告示日において関係市町村長であり、かつ広域連合議員でない者

6 その他

候補者が決定したとき、関係市町村長に候補者の公職名、氏名及び郵便等による投票の期間を通知し、選挙の期日に投票の場所において投票若しくは郵便等による投票を受け付ける。

立候補者が1人であるときは、その者をもって当選人と定め、関係市町村長に対する選挙の結果の報告をもって、候補者の通知に代えるものとする。